

鳥取県告示第 485 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 北栄町	平成 19 年 7 月 2 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	東伯郡北栄町田井 7-1 北条農村環境改善センター
〃	平成 19 年 7 月 3 日（火）	〃	東伯郡北栄町由良宿 423-1 大栄農村環境改善センター
東伯郡 琴浦町	平成 19 年 7 月 5 日（木）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2 琴浦町役場
〃	平成 19 年 7 月 6 日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕 1140-1 琴浦町役場分庁舎
東伯郡北 栄町及び 琴浦町	平成 19 年 7 月 12 日（木）	〃	東伯郡北栄町由良宿 423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成 19 年 7 月 13 日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2 琴浦町役場
〃	平成 19 年 8 月 1 日（水）から同月 31 日（金） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課